

# 入 札 説 明 書

令和8年7月1日

岐阜県知事 江崎 禎英

## <入札に関する留意事項>

- (1) 岐阜県防災交流センター 非常用発電設備改修工事の事後審査型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。
- (2) 入札執行等は、本書及び入札心得によるものとし、入札心得は本書に記載がない事項について適用する。
- (3) 入札手続きは、岐阜県CALS/EC電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて行うことを原則とし、運用については、岐阜県電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）によるものとする。ただし、電子入札システムによりがたい者は、事前に当該一般競争入札対象工事（以下「当該工事」という。）を発注する岐阜県知事に紙入札方式参加承諾書（電子入札運用基準の様式1）を提出し、岐阜県知事の承諾を得た場合に限り書面で提出することができる（以下「紙入札者」という。）。なお、紙入札者が各種書類を提出する場合は、持参のみ認め、郵送又は電送によるものは認めない。
- (4) 設計図面及び仕様書を含む設計図書は、電子入札システムからのダウンロードを基本とするが、様式によっては岐阜県ホームページよりダウンロードする場合があることから、事前に当該工事を発注する本庁の課に確認すること。
- (5) 提出に必要なとなる書類は、「14 手続等に必要な提出書類」に記載している。
- (6) 商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ICカードの変更手続きを行っていない場合は、紙入札での参加とすること。ICカードの変更手続きを行わずに使用した場合は、入札が無効となることのほか、入札参加資格停止措置となる場合がある。

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 仕様書番号及び工事名 防交第1号 岐阜県防災交流センター 非常用発電設備改修工事  
(岐阜県電子入札システム対象案件)
- (2) 工事場所 岐阜市下奈良三丁目11番6号
- (3) 工事概要 岐阜県防災交流センターに設置している非常用発電設備を少量危険物施設から危険物一般取扱所への変更に伴い、必要な改修工事を実施するもの。
- (4) 工期 契約日から90日間
- (5) 予定価格 6,034,600円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 紙入札価格調査制度 有
- (7) 業種区分 建築工事業
- (8) 本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事（現場閉所）である。詳細は「岐阜県発注の週休2日制モデル工事实施要領」を参照すること。

## 2 入札参加資格

当該工事の入札参加資格に関する条件は、次の(1)から(14)のとおりとする。

なお、特に断りのない限り、入札参加資格は当該工事における入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）時点とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条又は第200条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日工検第12号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、申請期限日から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札を行う日までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 岐阜県が発注した工事のうち、直近の過去2カ年度間（入札公告日の属する年度を除き、遡って2カ年度間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成し引き渡された実績がある場合において、建築工事に係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (8) 当該工事に係る設計業務等の受託者でなく、又は受託会社と資本若しくは人事面において関連がないこと。  
ただし、「資本若しくは人事面において関連がある」とは次のア又はイに該当する者とする。

- ア 受託会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が受託株式会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該者
- (9) 当該工事に入札参加しようとする者の間に次のアからウに該当する関係がないこと（共同企業体の場合、次のアからウに該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
- ア 資本関係
- 次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
- ① 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合
- ウ その他
- 上記ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (10) 当該工事において示す建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業の特定建設業許可を受けており、かつ申請期限日までに5年以上の営業若しくは同等の実績があること。
- (11) 次のアからウに定める届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (12) 直近の過去15カ年度（平成23年度）以降申請期限日までに、元請けとして完成し引き渡しの済んでいる以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。以下同じ。）。ただし、国及び岐阜県が発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定点が65点未満ものを除く。
- (13) 当該工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次のア及びイの条件を満たし、かつ、当該工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、当該工事の現場施工に着手する日（令和8年7月1日）には専任で配置できる者であること。なお、建設業法第26条第3項第1号及び第2号（以下、「専任特例1号」及び「専任特例2号」という。）を適用する場合と、建設業法第26条の5を適用する場合は、専任を求めない。
- ア 代表構成員
- ① 技術士（建設部門）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 直近の過去15カ年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15カ年度 平成23年度）以降申請期限日までに、元請けとして完成し引き渡しの済んでいる建設業法で規定する建築工事において、主任技術者、監理技術者、専任特例2号の適用を受ける監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く。（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例1号、専任特例2号（令和2年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
- ③ 監理技術者にあつては、建設業法第15条の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講した者であること。
- ④ 申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- イ 代表構成員以外の構成員
- ① ① 技術士（建設部門）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 直近の過去15カ年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15カ年度 平成23年度）以降申請期限日までに、元請けとして完成し引き渡しの済んでいる建設業法で規定

する建築工事において、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く。（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例1号、専任特例2号（令和2年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

③ 申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(14) 専任特例1号、専任特例2号又は建設業法第26条の5の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第316号）」及び「技術者の配置について（岐阜県県土整備部技術検査課）」に規定される全ての要件を満たさなければならない。

### 3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県危機管理部防災課地域支援係	058-272-1124 (直通)	〒500-8570 岐阜県岐阜市 藪田南 2-1-1 岐阜県庁 5階
工事担当課			
契約担当課			
申請受付担当課			

### 4 設計図書の配布

当該工事に係る設計図書（発注図面を除く。以下同じ。）の閲覧は、令和8年7月1日（水）午前9時から令和8年7月21日（火）午後4時までの岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）、電子入札システムからダウンロードにより交付する。また、併せて閲覧に供する。この場合の閲覧場所は、3の入札担当課に同じ。

### 5 入札参加の申請

(1) 当該工事に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、岐阜県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成13年9月20日工検第165号。以下「共同企業体要領」という）に規定する特定建設工事共同企業体協定書（甲）（共同企業体要領の第4号様式-1）による協定を締結後、電子入札システム画面の「入札参加申請書」に必要事項を記入し、附属書類を添付して、次のアからイにより提出すること。

また、紙入札者は、岐阜県建設工事一般競争入札実施要領（平成13年4月1日工検第9号。以下「一般競争入札要領」という。）の入札参加申請書（別記様式1）に附属書類を添付して持参すること。

ア 提出期間

令和8年7月1日（水）午前9時から令和8年7月8日（水）午後4時までの県の休日を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）。

イ 提出場所

- ① 電子入札システム利用者の場合  
電子入札システムによること。
- ② 紙入札者の場合  
3の申請受付担当課へ持参すること。

(3) 申請書（入札参加申請書及び附属書類をいう。以下同じ。）を申請期限日までに提出しない入札参加希望者は、当該入札に参加できない。

(4) 入札参加希望者は、入札参加通知書による通知を受けなければならない。

なお、入札参加通知書は、令和8年7月14日（火）までに電子入札システム又は文書により通知する。

(5) 入札参加希望者が、申請書のうちのいずれかの書類を申請期限日までに提出しない場合は、無効とする。また、申請期限日までに提出された申請書において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。この場合において、無効とされたことに対して不服のある入札参加希望者は、次のアにより岐阜県知事に対して苦情申立てを行うことができる。

ア 提出期間・場所等

- ① 提出期間  
入札参加通知書の通知日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内
- ② 提出場所  
3の入札担当課
- ③ その他  
書面（様式は自由）は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- イ 上記アにより提出があった場合、岐阜県知事は 苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日（県の休日を含まない。）以内に書面により回答する。
- (6) 申請書は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
- ア 入札説明書に定める様式により作成すること。
  - イ 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
  - ウ 入札参加及び加算点の申請以外に使用しないこと。
  - エ 入札参加希望者に返却しないこと。
  - オ 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

## 6 設計図面及び仕様書等の質問・回答

- (1) 設計図面及び仕様書等に関する質問がある場合は、次のアからイにより質問書を提出すること。
- ア 提出期間  
令和8年7月1日（水）午前9時から令和8年7月8日（水）午後4時までの県の休日を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）
  - イ 提出場所
    - ① 電子入札システム利用者の場合  
電子入札システムによること。
    - ② 紙入札者の場合  
3の入札担当課へ質問書（様式は自由）を持参すること。
- (2) 質問書に対する回答書は、令和8年7月14日（火）までに電子入札システムにより回答する（ただし、紙入札者を除く。）。また、次のアからイのとおり閲覧に供する。
- ア 閲覧期間  
回答書作成日から令和8年7月21日（火）午後4時までの県の休日を除く毎日
  - イ 閲覧場所  
3の入札担当課

## 7 入札執行の手続き

- (1) 入札は、第5（4）において入札参加を認められ入札参加通知書を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象として行う。
- 電子入札システム利用者においては、入札書等（入札書及び入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書をいう。以下同じ。）を岐阜県知事が指示した入札書等の受付期間内に電子入札システムにより提出すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- 紙入札者においては、入札参加通知書の写しとともに入札書等（入札書は入札心得の様式1）を開札時に持参すること（代理人が入札する場合は、入札心得の第2第4項による。）。また入札を辞退する場合は、入札辞退届（電子入札運用基準の様式2）を持参すること。
- (2) 入札の執行に先立ち、紙入札者は入札参加通知書の写しを提出すること。
- (3) 当該工事以外の入札に重複参加することは差し支えないが、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなったときは、入札してはならず、入札を辞退すること。さらに、入札書等を提出済みの入札参加者にあつては、直ちに入札辞退届を持参すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、当該工事以外他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、参加資格停止措置を行うことがある。
- (4) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 予定価格を事前に公表している場合、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、予定価格を超える金額で入札書等を提出した場合、不誠実な行為として参加資格停止措置を行うことがある。
- (6) 積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則とするが、「材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費」の5項目を明らかにすること。なお、入札参加者が所有する積算ソフト等の出力によることも可能とする。ただし、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすることとし、積算内訳書が次のアからオのいずれかに該当する場合は、無効とすることがある。
- ア 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
  - イ 記載すべき項目を満たしていないもの
  - ウ 一括値引きがあるもの
  - エ 端数調整・処理されているもの
  - オ その他不備があるもの
- また、令和8年6月1日以降に公告する案件では、積算内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。確認方法は、次のア及びイのとおりとする。さらに、合理的な回答が得られない場合は別記様式8により、要請を行

- う。
- ア 理由の確認方法：書面（必要に応じてヒアリングを実施）（別記様式7）
- イ その他：書面の提出期限やヒアリング日時、場所等については別途連絡する。書面（別記様式7）の提出を行わない場合やヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、無効とすることがある。
- (7) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者等（入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。）の立ち会いの上行う。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会う。ただし、岐阜県知事が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者等及び入札事務に関係のない職員の立ち会いを行わないことがある。
- (8) 岐阜県知事が、適正な入札執行の確保が必要と判断した場合には、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、岐阜県知事が抽選の際に示す。
- (9) 次のアからクに該当する入札は無効とする。
- ア 入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- イ 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- ウ 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
- エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- オ 入札書に記名押印がないとき。（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。）
- カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- ク その他岐阜県知事があらかじめ指定した事項に違反したとき。
- (10) 予定価格を事前に公表している場合は、再度入札を行わない。
- (11) 低入札価格調査制度として低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）及び特別重点調査対象価格（以下「対象価格」という。）を設けているため、落札候補者の入札額が基準価格を下回り、かつ対象価格以上となった場合は、入札を保留し、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、落札候補者へのヒアリング及び関係機関の意見聴取等を行う。また、落札候補者の入札額が対象価格を下回った場合は、入札を保留し、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、落札候補者へのヒアリング及び関係機関の意見聴取等、特に重点的な調査を行う。なお、特別重点調査に係る資料を期限までに提出しない場合又は事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、当該落札候補者を落札者とししない。ただし、これらの調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。
- また、基準価格を下回った価格をもって契約をする場合、代表構成員は、主任技術者又は監理技術者が、専任特例1号、専任特例2号又は建設業法第26条の5の適用を受けることを認めず、主任技術者、監理技術者とは別に、当該工事の入札参加資格を満たす技術者（以下「追加配置技術者」という。）1名を、契約工期の始まり時点から配置し、現場施工に着手する日からは専任で現場（工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。）に配置すること。
- ただし、追加配置技術者は建設業法の適用外とし、当該工事における現場代理人を兼務することはできない。
- なお、低入札価格調査又は特別重点調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は当該調査時の内容と完成検査時の内容とが著しく乖離した場合は（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに参加資格停止措置を講ずることがある。
- 詳細は、岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領（平成10年3月30日監第775号）によるものとする。
- (12) 落札候補者の決定は、次のア及びイのとおりとする。
- ア 岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「会計規則」という。）第111条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、原則として最低価格入札者を落札候補者とする。
- ただし、すべての入札参加者の入札額が基準価格以上であった場合は、原則として最低価格入札者を落札候補者とする。
- イ 落札候補者が2者以上ある場合は、落札候補者となった者同士のくじにより決定する
- なお、くじ引きを辞退することはできない。
- (13) 入札書等は、次のアからエのとおり取り扱うものとする。
- ア 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
- イ 入札執行以外の用途に使用しないこと
- ウ 入札参加者に返却しないこと。
- エ 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。
- (14) その他入札の執行については、施行令及び会計規則に定めるところによる。

## 8 入札執行の日時および場所等

- (1) 日時  
令和8年7月22日（水） 午前10時から
- (2) 場所  
電子調達システムによる

(紙入札の場合)

岐阜県庁7階 会議室709号室

(担当係) 岐阜県危機管理部防災課地域支援係

電話番号058-272-1124

(3) 電子入札システムによる入札の受付期間

令和8年7月15日(水)午前9時から令和8年7月21日(火)午後4時までの県の休日を除く電子入札システム運用時間による毎日

## 9 入札参加資格の確認

(1) 開札の結果、落札候補者となった入札参加者は、入札参加資格及び加算点の確認を行うので、確認資料(一般競争入札要領の入札参加資格確認申請書(別記様式2)及び附属書類をいう。以下同じ。)を次のアからイにより提出すること。(電子入札システムによる提出は不可)

ア 提出期間: 令和8年7月23日(木)午前9時から  
令和8年7月24日(金)午後4時まで

イ 提出場所: 3の入札担当課

なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、次順位者を落札候補者とするため、岐阜県知事が別途提出の指示をした提出期限日までに確認資料を持参すること。

(2) 当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなったときは、確認資料の提出を辞退すること。なお、辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することができないにもかかわらず確認資料を提出し、落札者決定まで至った場合においては、参加資格停止措置を行う。

(3) 落札候補者が、確認資料のうちの全部又はいずれかの書類を提出期限日までに提出しない場合又は提出期限日までに提出された確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とする。また、提出期限日までに提出された確認資料において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。

この場合において、無効とされたことに対して不服のある落札候補者は、次のアにより岐阜県知事に対して苦情申立てを行うことができる。

ア 提出期間・場所等

① 提出期間

入札参加資格不適合通知書の通知日から起算して7日(県の休日を含まない。)以内

② 提出場所

3の入札担当課

③ その他

書面は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ 上記アにより提出があった場合、岐阜県知事は、苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日(県の休日を含まない。)以内に書面により回答する。

(4) 施工実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域、並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域(以下「協定非適用国」という。)に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が、当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものにあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(5) 確認資料は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。

ア 入札説明書に定める様式がある場合は、その様式により作成すること。

イ 作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。

ウ 入札参加資格及び加算点の確認以外に使用しないこと。

エ 落札候補者に返却しないこと。

オ 原則として提出期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

(6) 確認資料に関する問い合わせ先は、3の入札担当課とする。

## 10 落札者の決定及び契約

(1) 落札者を決定した時は、入札参加者に落札者決定通知書を通ずる。

(2) 落札者が、落札者決定通知書を受けた日から、原則として1週間以内に契約(仮契約を含む。)を締結しないときは、その落札は無効とする。

(3) 落札者は、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を当該工事の現場に配置すること。ただし、何らかの理由により、第2(13)において示す現場施工に着手する日までに、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなった場合は、当該工事の入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、かつ技術資料に記載した配置予定の主任技術者又は監理技術者と同等以上の加算点となる他の主任技術者又は監理技術者を配置すること。

なお、第2(13)において示す現場施工に着手する日までに、入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、かつ技術資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者と同等以上の加算点となる他の主任技術者又は監理技術者を配置できない場

- 合は、落札者決定の取消又は契約の解除とともに、参加資格停止措置となる。
- (4) 落札者の決定結果に対して不服がある入札参加者（落札者を除く。）は、書面（様式は任意）にて次のアにより岐阜県知事に対して苦情申立てを行うことができる。
- ア 提出期間・場所等
- ① 提出期間  
落札者決定通知の通知日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内
  - ② 提出場所  
4の入札担当課
  - ③ その他  
書面は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- イ 上記アにより提出があった場合、岐阜県知事は苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日（県の休日を含まない。）以内に書面により回答する。
- (5) 政府調達に関する協定違反について岐阜県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。なお、手続き等の詳細は、岐阜県政府調達苦情処理手続要領（平成8年岐阜県告示第381号）によるものとする。
- (6) 岐阜県議会の議決を必要とするため、落札後仮契約を行い議決後に本契約を締結する。ただし、仮契約後であっても、議決等の状況によって本契約を締結しないことがある。
- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 入札保証金及び契約保証金は、次のア及びイのとおりとする。
- ア 入札保証金 免除。
- イ 契約保証金 納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等（会計規則113条）又は金融機関の保証等をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付が免除される。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。
- (10) 落札者は、契約締結後14日以内に次のアからウを提出すること。なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更の都度提出すること。
- ア 共同企業体編成表（共同企業体要領の第4号様式-2）
- イ 使用機械器具の調達計画（共同企業体要領の第4号様式-3 同別表を含む。）
- ウ その他（運営委員会規則、職員の事務分掌表、技術職員の経歴書）
- また、運営委員会規則に基づく運営委員会を開催したときは、運営委員会開催後14日以内に議事の概要をとりまとめ、3の契約担当課に提出すること。

## 11 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、岐阜県知事が入札又は開札等を行うことができないと判断したときは、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- また、談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。
- なお、この場合は原則として改めて公告をして、入札を行うものとする。
- (3) 落札者である共同企業体の構成員が、当該工事の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該工事の落札者と契約を締結しない、また、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。
- (4) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）における政府調達協定に関する苦情処理については、岐阜県政府調達苦情処理手続要領（平成8年告示第381号）によるものとする。なお、岐阜県政府調達苦情検討委員会から契約を解除すべき旨の提案が行われたときは、契約手続を停止する場合等がある。
- (5) 入札参加資格のない者及び会計規則第130条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。
- また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。
- (6) 申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格停止措置となる。
- (7) 入札参加希望者又は入札参加者が電子入札システムにて申請書及び入札書等を送信した場合には、受領の受付票を発行するので、必ず確認すること。なお、電子入札システムを使用して提出された申請書及び入札書等は、県の使用に係る電子入札システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。
- (8) 電子入札システムは、県の休日を除く、月曜日及び金曜日の8時から18時まで、火曜日から木曜日の8時から24時まで稼働しており、稼働時間を変更する場合等は、岐阜県電子入札案内ページ（URL <http://www.cals.pref.gifu.jp/>）で公開している。
- また、操作上の手引き書として、「岐阜県電子入札システム操作マニュアル（受注者版）」を岐阜県電子入札案内ページで公開している。
- なお、障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は岐阜県電子入札システムヘルプデスクとし、受付時間等の詳細は岐阜県電子入札案内ページ内の「お問合せ」によるが、緊急

- を要する場合は、直接3の入札担当課へ連絡すること。
- (9) 落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書を提出すること。
- (10) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定通知書を受けた日から契約を締結するまでに、別記様式9により、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (11) その他不明な点については、3の入札担当課に照会すること。

## 12 手続等に必要提出書類

### (1) 電子入札システム利用者の場合

手続等	必要な提出書類
※1)入札参加の申請書提出時	入札参加申請書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記の附属書類を添付 以下付属書類 ・第4号様式-1（共同企業体要領）共同企業体協定書（写）（共同企業体参加者のみ） ・様式3（電子入札運用基準）ICカード委任状（写）（共同企業体参加者のみ）
※2)入札書等の提出時	入札書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記書類を添付 ・積算内訳書
※3)確認資料の提出時（落札候補者のみ） ただし、電子入札システムでの提出は不可	・別記様式2 入札参加資格確認申請書（落札候補者用） 以下付属書類 ・別記様式3 工事施工実績調べ ・別記様式4 配置予定技術者名簿（主任技術者、監理技術者用） ・別記様式4-2 配置予定技術者名簿（監理技術者補佐用）（専任特例2号の適用を受ける監理技術者を配置する場合のみ） ・別記様式5 経営事項審査及び営業所の状況並びに設計業務受託者関係 ・各種証明書類（契約書の写、技術者の資格証明書の写、工事実績対象一覧、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写等） ・第4号様式-1（共同企業体要領）共同企業体協定書（原本）（共同企業体参加者のみ） ・様式3（電子入札運用基準）ICカード委任状（原本）（共同企業体参加者のみ） ・現場代理人・主任技術者・監理技術者兼務申請書（配置予定の現場代理人・主任技術者・監理技術者が兼務する場合のみ）

・電子入札システムに様式の添付がないものは、岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札(条件付き)からダウンロードしてください。

### (2) 紙入札者の場合

手続等	必要な提出書類
【紙入札者は(1)電子入札システム利用者の場合に加え、下記書類を併せて提出】	
※1)入札参加の申請書提出時	・別記様式1 入札参加申請書
※2)入札書等の提出時	・様式1（入札心得）入札書 ・委任状（様式は自由）（代理人による場合のみ） ・入札参加通知書の写し

・様式は岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札(条件付き)からダウンロードしてください。